

社会福祉法人ことぶき会

特別養護老人ホームことぶき荘原子力災害避難計画

(目的)

第1条 この避難計画は愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第2編第8章に基づき、特別養護老人ホームことぶき荘（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、もって四国電力株式会社伊方原子力発電所の原子力事故による災害から、施設入所者及び職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

(人命の安全確保及び被ばくの回避)

第2条 原子力災害対策は、施設入所者及び職員の人命の安全の確保を第一義として実施し、無用な被ばくを回避するための措置を講じるものとする。

(適用範囲)

第3条 この計画は、施設入所者及び職員に適用する。

(地域住民等との連携協力)

第4条 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民及び入所者の家族と十分連携協力して行うものとする。

(原子力災害対策検討委員会)

第5条 原子力災害対策業務の適切な実施を図るため、原子力災害対策上の基本的な事項を審議する委員会を置く。名称は、その他の災害にも対応できるよう、運営防災対策委員会とする「以下、委員会という」。

- 2 委員会の構成は、防災組織図の班長と、その他職員の中から防災対策委員長「以下、委員長」が任命して、選任できるものとする。
- 3 委員会の委員長は施設長とし、防災対策副委員長「以下、副委員長という」は委員長が指名した者とする。委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員会の開催は、委員長が必要と認めた場合、又は委員から開催の要請があった場合に開催する。

(委員会の開催)

第6条 運営防災対策委員会の開催は毎月とする。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の各号について審議検討する。

- (1) 原子力災害避難計画の作成、検証及び改定に関すること。
- (2) 防災組織の編成活動に関すること。
- (3) 緊急連絡網及び職員招集・参集に関すること。

- (4) 避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法に関すること。
- (5) 防災教育及び避難訓練に関すること。
- (6) 入所者情報に関すること。
- (7) 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入所者移送資機材等の確保に関すること。
- (8) 複合災害への対処に関すること。
- (9) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

(緊急連絡体制及び入所者情報の整理)

第8条 委員会は、市の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達的手段及び方法を確立し、伝達事項を確認するほか、緊急連絡網及び職員招集・参集方法を整備するものとする。

- 2 委員会は、その他の職員と協力して、緊急時における入所者の家族等への連絡方法を確認するほか、入所者個々の心身の状態等を記載した入所者情報一覧を作成するものとする。

(原子力災害防災教育)

第9条 委員会は市の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての入所者及び職員の理解と関心を高める原子力災害防災教育を行う。

- 2 原子力災害教育は、次の各号について行うものとする。

- (1) 原子力災害に関する基礎的知識
- (2) 避難計画の周知徹底
- (3) 原子力災害時に入所者及び職員が具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
- (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- (6) 避難生活に関する知識
- (7) その他原子力災害防災対策について必要な事項

(原子力災害避難訓練)

第10条 委員会は、市の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

- 2 原子力災害避難訓練は、定期的を実施するものとし、入所者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。

- 3 原子力災害避難訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

(備蓄及び点検)

第11条 委員会は、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入所者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

- 2 委員会は、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。

- 3 備蓄する生活物資の種類及び数量は、別紙「備蓄品・非常持出品リスト」のとおりとす

る。

(避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法)

第12条 委員長は市と協議して、原子力災害時において入所者及び職員を集团的に避難させる場合、避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法を別表1の通りとする。

- 2 前項で定めた内容は、施設内に掲示するなど適切な方法により入所者及び職員に周知するものとする。
- 3 避難手段及び避難方法は、入所者情報一覧にも記載するものとする。

(本部編成)

第13条 原子力災害時の安全かつ迅速な避難を図るため、原子力災害対策を遂行する防災組織を置く。

- 2 防災組織は災害対策本部長、災害対策副本部長、消火班、避難誘導班、通報・連絡・情報班、救護班、食糧備蓄班、教育・訓練班から成り、各班の役割は任務分担表のとおりとする。
- 3 防災組織の災害対策本部長は施設長とし、副本部長及び各班の班長を定める。
- 4 防災組織が原子力災害時に行う行動は、災害別行動マニュアルの原子力災害編のとおりとする。

(本部長及び副本部長の職務)

第14条 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

(情報の伝達及び応援要請)

第15条 原子力事故に関する情報を収集した者は、速やかに通報・連絡・情報班に報告しなければならない。

- 2 通報・連絡・情報班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、八幡浜市災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。
- 3 通報・連絡・情報班は、本部長の指示のもとに、緊急連絡網にて、非番職員に本部長の指示を伝え、必要であれば出動を要請する。

(施設の安全確認)

第16条 消火班は、原子力事故等が発生した場合は、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた措置を講じる。

(応急物資の確保)

第17条 救護班と食糧備蓄班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品等、入所者移送資機材、原子力防災資機材及び非常用自家発電機を確保する。

(屋内退避)

第18条 本部長は、八幡浜市災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。

- 2 各班は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。
- 3 入所者は、職員の指示に従うものとする。

(避難準備)

第19条 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、本部長の指示に従い、入所者の現在の状況を伝達し、入所者の安全確認を行うとともに、不必要な不安及び動揺を与えないようにするものとする。

- 2 本部長は、八幡浜市災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入所者の避難準備をさせるものとする。
- 3 入所者の家族等への引継ぎは、あらかじめ定めいていた方法により行うものとする。

(避難)

第20条 本部長は、八幡浜市災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入所者及び職員を避難させるものとする。

- 2 各班は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。
- 3 入所者は、職員の指示に従うものとする。
- 4 本部長は、入所者を避難させた場合は、八幡浜市災害対策本部に報告するものとする。

附則

この規程は平成26年4月1日より施行する。

附則

この規程は平成26年10月1日より施行する。

別表 1 原子力災害避難計画第 1 2 条に基づく避難場所、避難経路、避難手段、避難方法について

社会福祉法人ことぶき会

特別養護老人ホームことぶき荘

平成 26 年 10 月 1 日現在

項目	具 体 的 内 容	備 考
避難場所	特別養護老人ホーム幸富久荘（松山市富久町 4 1 2 番地 1） 地域密着型特別養護老人ホームハピネス双葉（松山市土居田町 9 0 番地 1） ケアハウス幸富久荘（松山市富久町 4 1 2 番地 1） ケアハウスアテナーナ（松山市保免中三丁目 3 番 2 3 号）	大塚直人 山本貴弘 河野一路 松浦理奈
避難経路	経路 1 国道 1 9 7 号（夜屋トンネル経由）→国道 5 6 号→松山市内 経路 2 国道 1 9 7 号（夜屋トンネル経由）→松山自動車道→松山市内 経路 3 国道 3 7 8 号（長浜・双海経由）→国道 5 6 号→松山市内	八幡浜市避難行動計画（平成 2 5 年 1 0 月）の 5 - 4 避難経路による
避難時の責任者とその役割	災害対策本部長（施設長）が責任者となり避難行動に向けた対応を統括する。 1 八幡浜市災害対策本部から警戒事態が発出されれば、入所者を建物内へ移動させ、予め定めていた班体制を取り、避難や屋内退避に向けた対応を図る。緊急連絡網により休みの職員に参集を求め、非常時持ち出し品を準備する。広域避難に備え、避難手段を確保し、車の不足分に応じ、八幡浜市災害対策本部へ応援要請を行う。 2 八幡浜市災害対策本部から避難指示が発出されれば、施設車輛、八幡浜市からの応援車輛、場合によっては職員の自家用車等で、上記避難経路より松山市内へ移動する。	災害対策本部長が不在の場合は、副本部長が責任者となる。また、班体制、役割分担は別に定めた通りとする。
避難手段及び避難方法	入所者及び職員は、施設車輛、八幡浜市からの応援車輛、場合によっては職員の自家用車等に分乗して避難する。 施設所有車輛 バス 1 台 搬送可能 15 人 ワゴン 2 台 搬送可能 10 人 普通車 1 台 搬送可能 3 人 軽自動車 6 台 搬送可能 18 人	100 名の搬送をするには、施設所有車だけでは 3 往復しなければならぬ。備蓄品の搬送も必要なので、今後、市からの応援車輛、職員の自家用車も考慮していく。

